

令和3年度
第1回 福島県消費生活審議会
福島県消費者教育推進地域協議会 議事録

令和3年6月11日（金）開催

福島県消費生活課

1 日 時 令和3年6月11日(金)
 午後 1時30分 開会
 午後 2時40分 閉会

2 場 所 福島県消費生活センター研修室

3 出席委員 委員14名

消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会委員名簿

	氏名	職業・役職等	備考
学識経験者	中 里 真	福島大学准教授	出席
	加 藤 亮	会津大学短期大学部講師	オンライン
	菅 野 昌 史	医療創生大学教授	欠席
法曹関係者	佐 藤 尚 弥	司法書士	オンライン
	磯 崎 泰 三	弁護士	オンライン
	湯 浅 亮	弁護士	オンライン
消費者団体 NPO	佐 藤 一 夫	福島県生活協同組合連合会専務理事	オンライン
	北 原 康 子	福島県消費者団体連絡協議会理事	欠席
	和 田 秀 子	一般財団法人福島県婦人団体連合会理事	出席
消費者代表	永 瀬 大 紀	(公募委員)	オンライン
	渡 邊 律 子	(公募委員)	出席
	高 橋 恵 子	(公募委員)	出席
事業者団体	石 本 健	福島県商工会連合会専務理事	オンライン
	伴 多恵子	株式会社ヨークベニマル 総務室統括マネージャー	欠席
	中 根 まり子	J A福島女性部協議会副会長	欠席
	根 本 誠三郎	福島県すし商生活衛生同業組合理事長 (福島県生活衛生同業組合連絡協議会)	欠席
	追 分 富 子	福島商工会議所女性会連合会会長	欠席
福祉関係者	佐 藤 正 紀	福島県社会福祉協議会事務局課長補佐 (兼) 避難者生活支援・相談センター長	出席
	羽 田 トモ子	福島県民生児童委員協議会副会長	欠席
学校・教職員	鈴 木 豊	福島市立大鳥中学校長	出席
	半 谷 佳 之	福島県立川俣高等学校長	出席

4 事務局

生活環境部政策監	関根昌典
消費生活課長	佐藤みゆき
主幹兼副課長	清野貴裕
主幹	西崎達也
主任主査	武田真一
主任主査	岩崎喜美子
主査	波多野美香
主査	五十嵐麻里

5 議題

(1) 福島県消費者基本計画の中間案について

6 概要

(開 会 午後1時30分)

清野消費生活課主幹兼副課長

定刻となりましたので、ただいまより、福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会を開会いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、消費生活課主幹兼副課長の清野と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、県民の皆様に公開することとなっていますので、御了解願います。

それでは、福島県生活環境部政策監の関根より御挨拶を申し上げます。

関根生活環境部政策監

令和3年度福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

今回は新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、当初の開催日程を変更させていただきました。申し訳ございませんでした。

本日オンライン参加の方を含めまして、皆様には、お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、コロナ禍における新しい生活様式の実践に伴い、消費生活のデジタル化が加速するなど、消費者を取り巻く環境が大きく変化しております。

また、令和4年4月1日からの民法の成年年齢の引き下げに伴い、これまで保護されてきた18歳、19歳の消費者被害を防止するため、若年者を対象とした

より一層実践的な消費者教育の推進も重要となっております。

このような中、県では、消費者の被害の発生や拡大を防ぐため、県民からの消費生活相談にしっかりと対応するとともに、市町村相談窓口への巡回指導や市町村の広域連携による窓口設置の支援など県内の相談体制の整備に取り組んでまいりました。

また、高齢者等を地域で見守る体制づくりのため、昨年10月に福島県消費者安全確保地域協議会を設置し、市町村の見守りネットワークづくりを支援しているところです。

さらに、出前講座や消費生活情報紙の発行などの消費者教育事業により、自ら考え自ら行動する自立した消費者の育成に努め、学校における消費者教育の支援のため、授業の一環としての出前講座の普及啓発を行っております。

本日は、本県の消費者政策を計画的・一体的に進めるため、昨年度、御審議いただいた内容を盛り込んだ「福島県消費者基本計画」の中間案につきまして、御説明申し上げます。

委員の皆様には、県民の消費生活の安定及び向上のため、率直な御意見、御助言等を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

清野消費生活課主幹兼副課長

ここで、今年度4月16日付で福島県消費者教育推進地域協議会委員となられました委員を御紹介いたします。

福島県社会福祉協議会の 佐藤 正紀 委員

福島県高等学校校長協会の 半谷 佳之 委員

どうぞよろしく願いいたします。

加藤委員、佐藤尚弥委員、磯崎委員、湯浅委員、佐藤一夫委員、永瀬委員、石本委員の7名がオンラインで御参加をいただいております。オンラインで御参加の委員の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日、所用により、菅野委員、北原委員、伴委員、中根委員、根本委員、追分委員、羽田委員は欠席されております。

また、事務局職員につきましては、お手元の出席者名簿のとおりとなっております。

審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料を御覧ください。資料は1から5までとなっております。不足、乱丁等がございましたら、お声をかけていただければ、資料をお持ちします。

本日の会議は、出席者14名で委員の過半数が出席していますので、定足数に達しており、会議が成立することを御報告いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

進行につきましては、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第25条により、「会長は審議会の会議の議長となる。」とされておりますので、中里会長に議長をお願いします。

中里会長

昨年に引き続き、議長を務めさせていただきますので、円滑な議事運営に御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日の議題ですが、「福島県消費者基本計画の中間案について」となっています。

皆様には、それぞれの立場からの御意見を頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議事録署名人の指名を行います。議長からの指名で御異議ありませんか。

(委員より異議なしとの声あり)

中里会長

御異議ないと認め、和田秀子委員、鈴木豊委員を指名いたします。

引き続き、議題の「福島県消費者基本計画の中間案について」に入ります。

事務局より説明してください。

佐藤消費生活課長

(資料1～5により説明)

中里会長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑等があれば御発言願います。

石本委員

二点ほどあります。

一点目は意見です。今回、SDGsの理念について、この計画の中にもマークを入れています。本計画にもその理念を入れた方がよいと思います。具体的に言いますと、例えば、資料1の26ページ、「本計画における基本理念」の黒枠の最後の記載を「消費者被害のない安全で持続可能な社会の実現」とするなどして、基本理念にもSDGsの理念の趣旨を入れた方がよいと思います。

二点目は、お願いします。37ページの「食に関する風評払拭の取組」という項目がございます。この中で毎年、首都圏等へのモニターツアーの取組をされていますが、今回、処理水問題に伴い、風評の拡大が懸念されますので、それを視野に入れて、見学先の選定や、モニターの強化をお願いしたいです。

佐藤消費生活課長

御意見ありがとうございます。

一点目につきましては、記載について検討し、修正をさせていただければと思います。

二点目の具体的な処理水の基本方針決定を踏まえた取組についてですが、モニターツアーということで、首都圏等の消費者の方々を県内にお呼びし、放射性物質検査や生産地の状況を見ていただく事業です。昨年度からオンラインで実施しており、今年度もオンライン実施の予定ですが、昨年度は10回のうち、海産物コースは3回でしたが、今年度は、より強化を図り、5回実施する予定です。

併せて、処理水に絡み、セシウムだけでなくトリチウムに関しての安全性という

話も、やはり出てまいりますので、生産者の方たちの取組について、ツアーの中で説明する時間を設け、食に対する安全性について、より知っていただく機会としたいと思います。処理水については、時期の問題もあり、今回の計画の中間案で触れてはおりませんが、追加で入れることができるか検討してまいりたいと思います。

中里会長

説明、ありがとうございました。

鈴木委員

今回の中間案は、いろいろな御意見を反映させてのものということで、大変改善された素晴らしいものになったと思います。

特に、施策の取組において、SDGsの17の目標を掲げたということは、大変素晴らしい内容だと思います。

教えていただきたいことが二点あります。

SDGsの17の目標全てを網羅しているのか、1から17のうち、どれが多いのか、どれが少ないのか、教えていただきたいという点が一点目です。

二点目ですが、SDGsの考え方を消費者教育の中に取り入れるというのは、本当に素晴らしいことだと思いますが、若年層に対しての消費者教育の中で、例えば中学生向けパンフレットを発行するというのがありました。中学生の中には、テレビ等でSDGsという文言は聞きますが、中身について詳しく分かっていないという子がたくさんいます。

根幹に関わるSDGsの考え方がどのようなものかということ的前提とした出前講座を設けるというお考えがないか、お聞かせいただければと思います。

佐藤消費生活課長

御意見ありがとうございます。

一点目についてですが、17の開発目標が網羅されているかどうか、正確に統計を取ってはおらず、感覚的ではありますが、消費者として一番関係してくるのは、12番目の「つくる責任つかう責任」かと思います。行政の計画でもあり、貧困や公正公平という観点も関係してくるかと思います。

例えば、38ページの「消費者教育の推進」の取組を御覧いただきますと、10番目「人や国の不平等をなくそう」や、16番目「平和と公正をすべての人に」、4番目「質の高い教育をみんなに」、1番目「貧困をなくそう」が関係しております。

あとは、「食の安全」ということになりまして、14番目「海の豊かさを守ろう」であったり、3番目「すべての人に健康と福祉を」、そして水に関しての6番目「安全な水とトイレを世界中に」となります。

二点目についてですが、SDGsは幅広いので、消費者教育の出前講座の場合には、基礎知識として、食品ロスやエシカル消費の講座の導入として取り入れるということになるのかなと思っております。

資料2に消費者教育の推進の指標の一覧ということで、出前講座の実施回数目標値を掲げております。

毎年度50回以上開催が目標で、その内訳は若年者、高齢者、見守りをする人たちを対象とした合計の回数となっております。エンカル消費や食品ロス関係、いわゆるSDGs関係のものについては、この中で10回以上実施することを目標としております。

鈴木委員

ありがとうございます。

SDGsの出前講座に関しては、これに特化してというのは、なかなか難しいと思っておりましたが、消費者基本計画は、県全体でこれに取り組んでいくプラン、方向性だと思いますので、県全体で、そういう講座を計画されてみてはいかがかなと思いました。

前任の中学校で、SDGsの市民社会ネットワークの新田さんという方においでいただき、総合的な学習の時間で講演していただきました。全校生徒が参加したのですが、非常にわかりやすく、子供たちにも響いたようで、大変良かったという記憶もあり、ぜひ県でも御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

中里会長

ほかに御質問等ございませんか。では、議題は以上です。事務局から何かありませんか。

佐藤消費生活課長

本日、参集されている皆様限定になってしまいますが、配付させていただいているものを御案内いたします。

薄紫色の情報紙「ふくしまくらしの情報 初夏号」、「地域の皆さんの見守りの力で高齢者等を消費者トラブルから守りましょう」というリーフレット、これは民生委員にも近々お届けさせていただき、周知を図る予定です。また、ウェットティッシュについては、昨年度末に高校生向けに、成年年齢が引下げになるということで、LINEの二次元バーコードを掲載し、お配りしました。友だち登録していただいた方に月1回、月末に気をつけて欲しいことを情報発信していくものです。御参考に御覧いただければと思い、お配りさせていただきました。

中里会長

私からも御案内させていただきます。私に関わっている仙台の適格消費者団体「消費者市民ネットとうほく」が編集者として出版した「先端消費者法問題研究」第2巻という書籍についてのチラシです。大学での研究の成果として、報道でも取り上げていただきました。消費者団体の活動の一端を御確認いただきたいと思います、お配りしました。消費者問題については、消費者団体だけではなく、今日、お集まりいただいている弁護士会や司法書士会、事業者とも勉強しながら、県が施策を作っていくことが大事だと思っております。御参考に御覧いただければと思います。

以上で審議を終了させていただきます。各委員の皆様、円滑な御審議に御協力いただき、ありがとうございました。

清野消費生活課主幹兼副課長

皆様、御審議、ありがとうございました。

本日いただきました御意見につきましては、次回御提示いたします最終案に反映させてまいりたいと思います。引き続き御協力よろしく願います。

以上で閉会いたします。

会場の皆さん、オンライン参加の皆さん、本当にありがとうございました。

(閉 会 午後2時40分)

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名捺印する。

令和 3 年 7 月 21 日
議 長

中 里 真



令和 3 年 7 月 14 日
署 名 委 員

和 田 秀 子



令和 3 年 7 月 8 日
署 名 委 員

鈴 木 豊



